

資料編

- ・ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例
- ・ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺
予防対策検討委員会条例
- ・ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺
予防対策検討委員会名簿
- ・ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺
予防対策検討委員及び関係団体の活動状況
- ・ 自殺対策基本法

村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例

平成 26 年 6 月 26 日

条例第 32 号

自然に恵まれた美しいこのまちで暮らす市民一人ひとりが、村上市民憲章に謳われているとおり、「はぐくもう愛と思いやりのこころを」それが私たちの願いです。

だれもが安心して健やかに暮らせることが、大切であると考えます。

村上市においては、心の病などにより、尊い命が自殺により失われています。

市民一人ひとりが、命の大切さと心の絆を深めながら自殺予防に取り組み、市民みんなで支えあう村上市となるため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第 2 条に規定する基本理念に基づき、村上市(以下「市」という。)の自殺予防対策を総合的に推進することにより、自殺防止を図り、もって市民一人ひとりが安心して健やかに暮らせることを目指して、市民みんなで支えあう社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、国及び新潟県並びに関係機関と協力し、市の実態に即した行動計画を策定し、自殺予防対策を実施する責務を有する。

2 市は、事業主及び市民の責務に関する自殺予防対策の取組を支援するものとする。

(事業主の責務)

第 3 条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺予防対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康保持を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自殺予防対策について関心と理解を深めるとともに、一人ひとりが自殺予防対策に向けた取組を行うように努めるものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第 5 条 自殺予防対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(基本的施策)

第 6 条 市は、次に掲げる自殺予防対策に関する施策を実施するものとする。

- (1) 実態把握及び調査研究の推進
- (2) 関係機関及び民間団体との連携体制の構築
- (3) 相談員の資質向上及び人材養成

- (4) 心の健康づくり事業の推進
- (5) 市民への普及啓発の推進
- (6) 適切な医療の推進
- (7) その他自殺予防対策に関し必要な施策

2 市は、[前項各号](#)に掲げる施策を実施するため、自殺予防対策行動計画を策定し、進捗管理を行うものとする。

(委任)

第7条 [この条例](#)に定めるもののほか、[この条例](#)の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

○村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会条例

平成26年6月26日

条例第33号

(設置)

第1条村上市自殺予防対策行動計画（以下「行動計画」という。）の円滑な整備及び推進を図るため、村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 行動計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 行動計画に基づく事業の実施に関すること。
- (3) その他市長が自殺予防対策上必要と認めること。

(組織)

第3条委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係する各種団体に属する者
- (2) 保健医療機関に属する者
- (3) 福祉関係機関に属する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 地域住民の代表
- (6) 前5号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条委員会の庶務は、保健医療課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第9条この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する

村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会名簿

任期：平成26年8月1日～平成28年7月31日

(敬称略)

	団体名	役職名	氏名
1	村上市	副市長	鈴木源左衛門
2	村上地域振興局健康福祉部	地域保健課長	森脇千恵美
3	村上警察署	生活安全課長	齋藤 浩志
4	村上公共職業安定所	統括職業指導官	齋藤 裕
5	村上人権擁護委員協議会	副会長	富樫 勇巳
6	村上市岩船郡医師会	理事	馬場 肝作
7	村上商工会議所	事務局長	高橋 淳一
8	村上市民生委員児童委員協議会連合会	会長	楠田 正
9	新潟いのちの電話後援会下越支部	理事	齋藤 研
10	村上市PTA協議会	理事	福井 優子
11	村上市区長会連絡協議会	副会長	磯部 幸雄
12	NPO法人自殺防止ネットワーク風	住職	野田 尚道
13	新潟県下越地域のちとこころの支援センター	専門相談員	伊藤 聖子
14	村上地域老人クラブ連合会	理事	小田 貞治
15	村上市青少年健全育成センター	指導員	山田久美子
16	新潟県弁護士会	弁護士	加賀谷達郎
17	村上市消防本部	係長	瀬賀 誠
18	村上市福祉課	課長補佐	川内 靖
19	村上市介護高齢課	係長	加藤 誠一
20	村上市学校教育課	指導主事	小川 誠

事務局

保健医療課	課長	林 与市次
保健医療課健康支援室	課長補佐	菅原 順子
保健医療課健康支援室	係長	中村みゆき
保健医療課健康支援室	係長	川崎 健一
保健医療課健康支援室	保健師	石栗 美穂

村上市民の命と心の絆を深める自殺予防対策検討委員及び団体の活動状況

団体名	現在の活動内容	今後の取組
<p>村上地域振興局 健康福祉部</p>	<p>○職域を対象とした研修</p> <p>①下越森林管理署村上支署職員を対象に実施</p> <p>②関川村社会福祉協議会職員を対象に実施</p> <p>○気づき・つながり・見守り隊員の要請</p> <p>自殺予防メンタルヘルスサポーター育成研修会 関川村住民を対象に実施予定（会場：関川村公民館）</p> <p>○普及啓発</p> <p>①村上市・関川村の成人式での普及啓発活動 アルコールパッチテストとリーフレットを配布</p> <p>②栗島浦村民を対象としたうつ病に関する普及セミナー</p> <p>③村上地域自殺対策推進キャンペーンの実施（村上市と共催）（会場：村上プラザ セントラルコート）</p> <p>④荒川産業祭でのブース設置（会場：荒川体育館）</p> <p>⑤メンタルヘルス講演会の開催（会場：関川村の一む） 関川村、NPO 法人ホップステップげんきと共催で開催予定。</p> <p>⑥関川村福祉健康まつりでのブース設置（会場：関川村公民館）</p> <p>⑦イベント、講演会等での相談窓口入り啓発グッズの配布（随時） 横断幕、のぼりの掲示</p> <p>○相談体制強化事業</p> <p>自殺ハイリスク者相談支援強化に係る事例検討会 自殺ハイリスク者に接する機会のある職員を対象に開催（会場：村上市生涯学習推進センター） 年1回</p> <p>○市町村及び関係機関・団体への技術支援</p> <p>地域コミュニティ気づき・見守り体制（情報共有会議）構築事業 地区単位で民生委員等ゲートキーパーを活用し、こころの悩みを抱える方を、身近な住民の「気づき」により拾い上げ、保健師等による早い段階でのアウトリーチに繋げる仕組みづくりを市町村等と連携し、実施する。</p> <p>○こころの健康相談会 精神科医師による相談会 年9回（会場：村上地域振興局健康福祉部）</p> <p>○その他</p> <p>村上地域自殺対策推進協議会の開催 年1回 （会場：村上地域振興局健康福祉部）</p>	<p>継続</p>

	<p>【新潟県の取組】</p> <p>○自殺予防対策推進団体宣言（いのちとこころの応援団）の募集と登録。</p> <p>宣言団体への支援として、広報や相談窓口やメンタルヘルスに関する研修会等の情報提供及びゲートキーパー養成研修を実施する団体への講師派遣等を行う。</p> <p>11月13日 新発田労働基準協会主催の労務管理研修会での事業説明（会場：中条グランドホテル）</p>	
村上警察署	○自殺未遂者に対する個別指導	継続
村上公共職業安定所	○「働く人のメンタルヘルスヘルプサポートサイト」や「心の相談」などの関係機関から要請があった場合庁内に配置する。	継続
	○臨床心理士による相談（月2回）	
村上人権擁護委員会協議会	○小学生への人権教室の開催や中学生への人権講演会の開催	継続
	○「育てよう 思いやりの心・村上人権擁護委員会協議会」エコカラー手袋の配布（街頭指導）	
	○人権相談所の開設	
村上市医師会	○産業医や事業所を対象にした研修会の実施	未定
村上商工会議所	○9月の自殺対策推進月間の広報記事をむらかみ商工会議所に掲載	継続
	○無料弁護士相談（偶数月）	
村上市民生委員児童委員協議会連合会	○自殺予防研修会の参加	継続
	○近所の人の見守り等を行う	
	○市民からの相談に応じ、関係機関につなげる	
新潟いのちの電話後援会下越支部	○自殺防止街頭広報活動で、年1回村上プラザ・イオン入り口で実施（広報リーフレットの配布・相談電話番号カードの配布）	継続
	○こころの悩みを「聴く」セミナーの開催	
	○年1回下越地区で自殺予防講演会の実施	
	○自殺予防ポスター掲示	
村上市PTA協議会	○村上市岩船郡内の学校のPTA会員を対象に、年1回市PTA協議会研究会の開催（児童・生徒の健全育成に向けて講演や協議を行う）	継続
	○「いじめ見逃しゼロ県民運動」の一環として、年1回各中学校区で「いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施	
	○県・関東ブロック・全国の各段階の研究大会に市PTA協議会役員や会員が参加し、児童生徒の健全育成等について学習している	
	○新潟県、村上市、各小中学校が策定した「いじめ防止基本方針」	

	に基づいて、各学校と連携していじめ防止の取組を行っている	
村上市区長会連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○市や関係団体の開催する研修会等に参加する。 ○近所の人の見守り等行う。 	継続
NPO 法人自殺防止ネットワーク風	<ul style="list-style-type: none"> ○全国 53 寺（所）で自殺防止の相談所開設（新潟県内 4 ヶ所） ○「東日本大震災被災地での被災者・自殺者の現状と今後」シンポジウムの開催 ○命の大切さを語る集いとコンサートの開催 ○自死遺族支援のためのシンポジウムの開催 ○自殺防止相談員育成講座の開催 	継続
新潟県下越地域のちとこころの支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺のハイリスク者及び家族、関係者に対する相談活動 ○保健所精神保健福祉相談員と連携して、年 1 回、自殺ハイリスク事例検討会を実施 ○ワンストップ相談会の実施 ○新発田・村上・新津・佐渡の地域自殺対策協議会に参加 ○リレー型フォーラム等講演会でのリーフレットの配布 ○まちかど保健室への参加 	継続
村上地域老人クラブ联合会	<ul style="list-style-type: none"> ○友愛訪問活動 ○見守り活動 	継続

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- [第一章 総則（第一条—第十条）](#)
- [第二章 基本的施策（第十一条—第十九条）](#)
- [第三章 自殺総合対策会議（第二十条・第二十一条）](#)
- [附則](#)

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第七条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(施策の大綱)

第八条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。**(医療提供体制の整備)**

第十五条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者に対する支援)

第十七条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 自殺総合対策会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第八条の大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(組織等)

第二十一条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する

者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。第四条第二項中「保護」の下に「、自殺対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第八条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

犯罪被害者等施策推進 会議	犯罪被害者等基本 法
------------------	---------------

を

犯罪被害者等施策推進 会議	犯罪被害者等基本 法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法

に改める。